

【交付書面】

証券コード 2408
2026年2月20日

株主各位

香川県高松市今里町二丁目11番地17
(岡山本社事務所)
岡山市北区平田 170 番地 108
株式会社 K G 情 報
代表取締役社長 益田武美

第46回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第46回定期株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kg-net.co.jp/ir/finance/stockholder.php>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は、証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月9日（月曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権行使する場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2026年3月10日（火曜日） 午前10時
- 2. 場 所** 岡山市北区駅元町14番1号
岡山コンベンションセンター 4階 407会議室
【会場変更のお知らせ】
本総会は、昨年と開催場所が異なります。
ご来場の際には、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。
- 3. 目的事項
報告事項**
- 第46期（2024年12月21日から2025年12月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第46期（2024年12月21日から2025年12月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 4. 招集にあたっての決定事項**
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎ 本総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス： <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は 2026年3月9日(月曜日) 午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) インターネットと書面(郵送)により、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又は、パソコン・スマートフォンで重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。
パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会 以下の通り、口座の有無によってお問い合わせ先が異なります。

a. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

b. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

以上

第46期 事業報告

2024年12月21日から
2025年12月20日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に底堅さが見られ、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、海外情勢の不確実性や為替変動の影響等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループではデジタル化とイノベーションの推進、および人材採用・教育体制の強化を重点課題とし、市場環境の変化に即応した事業展開に努めてまいりました。

HRソリューション関連情報におきましては、自社求人サイト「ARPA」と大手ポータルサイトとの連携強化、採用管理システム「アルパコネクト」やスポットワークマッチングアプリ「ARPA LINK」の拡販に注力しました。また、「しごと計画学校」のエリア展開と留学生分野の派遣事業を強化してまいりました。

生活関連情報におきましては、「家づくり学校」のリアル校およびオンライン校を合わせた16校体制のもと、きめ細やかな相談・セミナー対応を行った結果、来校者数は堅調に推移いたしました。賃貸物件検索サービス「賃貸スタイル」では、検索エンジンの仕様変更に伴う流入減少への対応として、コンバージョン率の向上を目的にCRO対策を実施いたしました。

この結果、営業収益は27億3千6百万円（前年同期比10.9%増）となり、営業利益は4億4千万円（前年同期比44.6%増）、経常利益は4億6千万円（前年同期比44.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億3千5百万円（前年同期比39.3%増）となりました。

当社グループの主力事業である情報関連事業の当連結会計年度における営業収益は22億3千9百万円（前年同期比7.1%増）となりましたが、これを分析すると下記のとおりであります。

なお、当社グループは情報関連事業以外に、他社印刷物の受注に係る印刷事業及びウェブサイトの構築・運営等を営んでおりますが、重要性が乏しいため記載は省略しております。

(HRソリューション関連情報)

HRソリューション関連情報につきましては、「アルパコネクト」の拡販に加え、「しごと計画学校」における派遣事業が堅調に推移したことから、営業収益は11億1千7百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

(生活関連情報)

生活関連情報につきましては、「家づくり学校」における各種施策の集客効果が顕在化し、来校者数が想定を上回って推移したことから、営業収益は11億2千1百万円（前年同期比11.9%増）となりました。

企業集団のセグメント別営業収入の状況

セグメントの名称	金額
HRソリューション関連情報	1,117百万円
生活関連情報	1,121百万円
情報関連事業合計	2,239百万円
その他の	496百万円
合計	2,736百万円

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

該当事項はありません。

(2) 設備投資

当連結会計年度に取得した有形固定資産及び無形固定資産の額は、1億6千2百万円であります。その主なものは情報関連事業における土地の取得額1億1千2百万円及び機械装置の取得額2千9百万円等であります。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
営業収益	2,488,295	2,657,402	2,467,056	2,736,105
経常利益	268,701	379,256	319,147	460,267
親会社株主に帰属する当期純利益	337,663	371,427	241,038	335,805
1株当たり当期純利益	46.68円	51.35円	32.99円	45.87円
総資産	7,157,786	7,440,567	6,728,769	6,889,610
純資産	5,663,323	5,955,214	5,907,621	6,022,083
1株当たり純資産	781.64円	821.99円	807.05円	822.42円

- (注) 1. 第44期については、生活関連情報における、賃貸物件情報サービス「賃貸スタイル」の利用者数増加により増収、増益となりました。
2. 第45期については、生活関連情報における、賃貸物件情報サービス「賃貸スタイル」の検索エンジンアルゴリズムの変更により利用集が減少し減収、減益となりました。
3. 第46期の営業収益及び経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益の状況につきましては、前記「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
営業収益	2,284,066	2,444,829	2,311,268	2,621,841
経常利益	232,635	331,367	311,815	465,506
当期純利益	310,450	330,872	238,910	342,344
1株当たり当期純利益	42.92円	45.75円	32.70円	46.77円
総資産	6,651,779	6,830,143	6,716,658	6,892,523
純資産	5,732,267	5,983,682	5,934,057	6,054,991
1株当たり純資産	791.17円	825.93円	810.66円	826.91円

1-4. 対処すべき課題

(1) 現状の認識について

当社グループを取り巻く環境は、労働力不足を背景とした企業の採用意欲の高まりや、住宅・不動産市場における消費者行動のデジタル化など、急速な変化の中にはあります。

HRソリューション関連事業においては、大手アグリゲートサイトの普及やスポットワーク需要の拡大により、既存のペーパーメディアからインターネットサービスへのシフトが一段と加速しています。生活関連情報においては、検索エンジンのアルゴリズム変更が流入数に影響を与えるなど、集客構造の不安定さが課題となっています。また、生成AIをはじめとするテクノロジーの進化は、情報の届け方そのものを変容させており、これらに迅速かつ柔軟に対応することが、持続的成長のために不可欠であると認識しております。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

このような認識のもと、当社グループは以下の2点を最優先課題として取り組んでまいります。

- ア. デジタルマーケティング戦略の深化と多角化
- イ. 人材採用・教育体制の強化

(3) 具体的な取組み状況等

- ア. HRソリューション関連情報では、「アルパコネクト」や「しごと計画学校」等の新機軸サービスの展開を加速させるとともに、収益性が低下しているペーパーメディアについては、徹底したコスト管理と配布戦略の見直しを行います。生活関連情報では、「家づくり学校」の展開を加速し、新規エリアへのアプローチを進めてまいります。また、「賃貸スタイル」においては、CRO（コンバージョン率最適化）対策を徹底し、流入減少を上回る成約効率の向上を実現していきます。また、ユーザー体験の向上を目指し、AI技術を活用したマッチング精度の向上やコンテンツ制作の効率化を検討・推進してまいります。
- イ. 人材採用においては、事業拡大と市場環境の変化に柔軟に対応するため、新卒及びキャリア採用を年間を通じて実施しております。教育研修においては、「個人の成長が会社の成長である」という理念のもと、社員の自律的な成長を促す体制を構築しております。今後も、付加価値の高いサービスを生み出す人材の確保と、社員が主体的にキャリアを形成できる組織づくりを推進してまいります。

1-5. 主要な事業内容

事業内容	主要サービス
HRソリューション 関連情報	求人情報の提供、有料職業紹介及び派遣並びに海外人材の就労・生活サポート情報の提供
生活関連情報	住宅関連情報等の生活関連情報の提供
その他	他社印刷物の印刷及びウェブサイトの構築・運営等

1－6. 主要な事業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な事業所及び工場

当社	本社：岡山市北区、高松支社：香川県高松市、松山支社：愛媛県松山市、徳島支社：徳島県徳島市、高知支社：高知県高知市、岡山支社：岡山市北区、広島支社：広島市中区、山口支社：山口県宇部市、大分支社：大分県大分市、札幌支社：札幌市中央区、生産本部（工場）：岡山市北区
子会社 株式会社アピールコム	本社：山口県宇部市
子会社 株式会社ディー・ウォーク・クリエイション	本社：東京都千代田区
子会社 KG MYANMAR COMPANY LIMITED	本社：ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市

(2) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
176名（41名）	一名（5名）

（注）使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名（38名）	2名（5名）	41.6歳	12年10カ月

（注）使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1－7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アピールコム	10,000千円	100%	HRソリューション情報を中心とした情報サービス事業等
株式会社ディー・ウォーク・クリエイション	35,000千円	100%	ウェブサイトの構築・運営等
KG MYANMAR COMPANY LIMITED	2,727千円	100%	各種リサーチ・コンサルティング事業等

1-8. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,548,800株
- (2) 発行済株式の総数 7,320,029株（自己株式 77,971株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,000名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社OHANA	3,351,100株	45.77%
株式会社百十四銀行	261,600	3.57
益田 武美	221,900	3.03
須田 幸正	188,600	2.57
KG社員持株会	151,000	2.06
株式会社香川銀行	130,800	1.78
株式会社中国銀行	125,400	1.71
株式会社伊予銀行	106,800	1.45
天井 智子	106,000	1.44
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	63,714	0.87

(注) 持株比率は自己株式(77,971株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
益田 武美	代表取締役社長	株式会社アピールコム 代表取締役社長
板野 信夫	取締役 事業推進本部長	
橋本 功	取締役 HRソリューション事業部長	
三上 芳久	取締役 管理本部長	
藤井 光明	取締役 常勤監査等委員	
中村 久雄	取締役 監査等委員	税理士
有澤 和久	取締役 監査等委員	会計士
中畑 真哉	取締役 監査等委員	弁護士

- (注) 1. 当社は監査等委員会設置会社であります。
2. 当社では、業務執行取締役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、各種会議への出席を継続的、実効的に行なうため、藤井光明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員全員は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約に加入しておりません。

4-2. 取締役の報酬等の総額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員であるものを除く）	4名	50,532千円	50,532千円	一千円	一千円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	4名 (4名)	7,800千円 (7,800千円)	7,800千円 (7,800千円)	一千円	一千円
合計	4名	58,332千円	58,332千円	一千円	一千円

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の限度額

年額500百万円（2017年3月10日開催の第37回定時株主総会決議）

ただし、使用人分給与は含みません。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は0名）です。

- (2) 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額
 年額50百万円（2017年3月10日開催の第37回定時株主総会決議）
 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
3. 社外取締役に対する子会社からの役員報酬等はありません。

（2）役員報酬等の内容に関する方針等

1. 当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原案について独立社外取締役からの意見を尊重して決定しているため、取締役会としても当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

（3）当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

4-3. 社外役員に関する事項

（1）他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

（2）他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

（3）自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

（4）各社外役員の主な活動状況

①取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査等委員会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員） 藤井 光明	18回	100%	14回	100%
取締役（監査等委員） 中村 久雄	15回	83%	14回	100%
取締役（監査等委員） 有澤 和久	15回	83%	11回	100%
取締役（監査等委員） 中畑 真哉	15回	83%	11回	100%

（注）当社は監査等委員会設置会社であります。

②取締役会における発言状況

- ・藤井光明氏は、永く銀行業務の中で支店長・調査役・顧問を歴任された視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・中村久雄氏は、税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・有澤和久氏は、会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・中畑真哉氏は、弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

5-2. 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

	支 払 額
当事業年度に係る公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に該当する事項はありません。

5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

(1) 当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①企業倫理・コンプライアンス担当取締役を選定し、経営理念を基軸とした当社グループ共通の「コンプライアン

- ス・リスク管理規程」を策定するとともに、「コンプライアンスマニュアル」及び「行動規範」を運用し、企業倫理・コンプライアンスに対する意識向上のための環境を整備する。
- ②当社グループの取締役及び使用人に対する教育を徹底すると同時に、「内部通報制度」の運用や定期的に実施している監査等委員会及び内部監査部門による監査をさらに充実させることにより、コンプライアンス体制の拡充に努める。
- ③「内部者取引管理規程」を設け、当社グループの取締役、監査役及び使用人の当社株式等の売買手続等について規定するとともに、東京証券取引所が作成する「インサイダー取引規制入門」をインターネットに掲載するなど、インサイダー取引等の法令違反を防止するための対策を講じる。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制並びに当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等の社内規程及び法令の定めるところに従い、適時、適切に管理、保存する。
- ②当社の取締役から閲覧の希望があった場合は、速やかに対応する体制を整える。
- ③当社は子会社担当取締役を選任し、当該取締役が子会社の取締役の職務執行状況を隨時確認するとともに、原則として毎週開催する営業会議、必要に応じ隨時開催する経営会議及び毎月開催する取締役会において報告する。
- ④当社の取締役管理本部長は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役会等の重要な会議の議事録を開催の都度入手し、内容確認の上、保管するとともに、必要に応じ当社の取締役会において報告する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループで運用する「コンプライアンス・リスク管理規程」及び「危機対策規程」並びに当社に適用する「防火管理規程」、「地震等被害対策規程」等の社内規程に基づき、環境の整備・リスクの適切な識別、評価・モニタリング等のリスク管理体制を構築する。
- ②コンプライアンス・リスク管理担当取締役を選任し、管理本部管理部を主管部署とする。
- ③内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告する。
- ④不測の事態が発生した場合は、その内容の重要性を勘案し、必要に応じて対策本部を設置する等、迅速かつ適切な対応を実施することにより、損害を最小限に抑える体制を整える。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」、「経営会議規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等の社内規程に基づき、取締役及び使用人の業務範囲や職務権限、責任と義務等を明確にするとともに、指揮、命令系統の一本化を図り、業務を効率的に遂行する体制を構築する。
- ②業績管理については「予算管理規程」に規定する手続に基づき、取締役会において経営計画を決定し、毎月開催する当社の取締役会において各取締役より子会社を含めた担当部門の月別施策及び結果の報告を行い、必要に応じて計画の修正を行う体制を整える。
- ③重要な業務執行の決定を効率的かつ迅速に行うため、定款の定めに基づき取締役会から取締役に委任された事項について審議、決定する機関として、取締役（監査等委員である取締役を除く）で構成する経営会議を設置し、隨時開催する。
- ④当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、事業部長及び本部長で構成する営業会議を原則として毎週開催し、当社グループの直近の状況を報告、確認することにより主要な経営幹部間の情報の共有化を図り、市場動向の変化等の経営環境の変化に即応する体制を構築する。また、常勤の監査等委員は当該会議開催の都度、取締役管理本部長から報告を受けることにより、当社グループの業務執行状況及び業績の動向等をタイムリーに把握する。
- ⑤当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び部門責任者出席による事業部会議を毎月開催し、部門別の状況を確認するとともに、経営方針の再確認等による意思の統一や中間管理職の研修の場としても活用する。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。その人選及び人事考課等については監査等委員会の同意を得たうえで決定する。

(6) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ①当社グループで運用する「内部通報規程」において通報窓口担当取締役を明確にし、通報窓口担当取締役は必要に応じ、通報内容及び調査状況を監査等委員会及び取締役会に報告する。
- ②当社グループの取締役及び使用人並びに当社の子会社の監査役は、監査等委員会又は選定監査等委員の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。
- ③内部統制責任者は、当社グループのコンプライアンス状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

(7) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループで運用する「内部通報規程」に当該報告をしたことを理由として報告者に対していかなる不利益な取扱いを行ってはいけない旨を定め、当該報告者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、「就業規則」に従って処分を科す。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとし、毎期予算計上するとともに監査等委員の請求及び関連社内規程に基づき、適正に処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は取締役会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行について厳正に監査を行う。
- ②監査等委員は、取締役会以外の重要な会議に定期的に出席し、業務執行状況を把握する。
- ③監査等委員は、コンプライアンス及び内部監査部門と情報を共有し、コンプライアンス及び内部監査状況を常に把握する体制を整える。また、必要に応じて内部監査部門に対し指示を行う。
- ④監査等委員会は、定期的に会計監査人との意見交換を行う。

6－2. 体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、監査等委員監査、内部監査及び内部統制委員会等を通じて、当社及び子会社の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に調査し、その結果を隨時又は定期的に取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築、運用に努めております。

(2) 剰余金の配当決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと認識し、業績に対応し、かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項につきましては、定款の定め（2017年3月10日開催の第37回定時株主総会承認）により、取締役会決議で実施可能としており、当事業年度の期末配当につきましては、2026年1月26日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

剰余金の処分に関する決議内容（2026年1月26日取締役会決議）

剰余金の配当	普通配当 18.00円
配当金の総額	131,760,522円
効力発生日	2026年2月24日

上記期末配当の実施により、2025年8月に実施した中間配当18.00円と併せて、年間配当金は1株当たり36.00円となりました。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 営業収益などの記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年12月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	5,529,927	流 動 負 債	604,316
現 金 及 び 預 金	5,041,122	買 掛 金	51,236
受 取 手 形	4,028	未 払 金	233,865
売 掛 金	381,633	未 払 法 人 税 等	100,841
契 約 資 產	70,964	前 受 金	67,613
製 品	5,282	賞 与 引 当 金	611
仕 備 品	206	そ の 他	150,149
原 料 料 及 び 貯 藏 品	14,092	固 定 負 債	263,210
そ の 他	13,762	役員退職慰労引当金	188,196
貸 倒 引 当 金	△1,164	退職給付に係る負債	55,596
固 定 資 產	1,359,683	繰 延 税 金 負 債	9,891
有 形 固 定 資 產	1,116,777	資 產 除 去 債 務	7,386
建 物 及 び 構 築 物	301,624	そ の 他	2,139
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	28,158	負 債 合 計	867,527
土 地	774,791	(純 資 產 の 部)	
そ の 他	12,202	株 主 資 本	5,958,349
無 形 固 定 資 產	43,944	資 本 金	1,010,036
投 資 そ の 他 の 資 產	198,961	資 本 剰 余 金	987,863
投 資 有 価 証 券	116,280	利 益 剰 余 金	3,996,726
繰 延 税 金 資 產	1,164	自 己 株 式	△36,276
そ の 他	82,630	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	61,757
貸 倒 引 当 金	△1,113	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	60,861
		為 替 換 算 調 整 勘 定	895
		新 株 予 約 権	1,976
資 產 合 計	6,889,610	純 資 產 合 計	6,022,083
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	6,889,610

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔 2024年12月21日から
2025年12月20日まで 〕

(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,736,105
営 業 原 価	1,907,637
営 業 総 利 益	828,468
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	387,713
営 業 利 益	440,755
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8,285
受 取 配 当 金	3,474
不 動 产 貸 貸 料	6,126
古 紙 売 却 収 入	3,007
そ の 他	1,695
	22,589
営 業 外 費 用	
不 動 产 貸 貸 費 用	1,459
固 定 資 产 除 却 損	1,433
そ の 他	184
	3,077
経 常 利 益	460,267
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	460,267
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	120,132
法 人 税 等 調 整 額	4,329
当 期 純 利 益	335,805
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る	
当 期 純 利 益	335,805

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔 2024年12月21日から
2025年12月20日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,010,036	987,863	3,924,442	△36,276	5,886,064
当期変動額					
剰余金の配当			△263,521		△263,521
親会社株主に帰属する当期純利益			335,805		335,805
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	72,284	—	72,284
当期末残高	1,010,036	987,863	3,996,726	△36,276	5,958,349

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	20,728	828	21,556	—	5,907,621
当期変動額					
剰余金の配当					△263,521
親会社株主に帰属する当期純利益					335,805
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	40,133	67	40,201	1,976	42,177
当期変動額合計	40,133	67	40,201	1,976	114,462
当期末残高	60,861	895	61,757	1,976	6,022,083

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	3 社
連結子会社の名称	株式会社アピールコム 株式会社ディー・ウォーク・クリエイション KG MYANMAR COMPANY LIMITED

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社アピールコム及び株式会社ディー・ウォーク・クリエイションの決算日は9月30日であり、KG MYANMAR COMPANY LIMITEDの決算日は3月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、株式会社アピールコム及び株式会社ディー・ウォーク・クリエイションについては、9月30日現在の計算書類を使用し、KG MYANMAR COMPANY LIMITEDについては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

1-2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

・・・・・連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品・・・・・・・主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品・・・・・主要原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

補助原材料及び貯蔵品は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・・・定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は建物31年～38年、機械装置及び運搬具7年～10年であります。

②無形固定資産・・・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金・・・当社は、役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①HRソリューション関連情報

HRソリューション関連情報は、求人広告の掲載を主軸とする事業であります。
同事業に係る収益は、主に、顧客(広告主)との契約に基づく求人広告を掲載することにより生じており、求人広告の掲載日に収益を認識しております。
また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②生活関連情報

生活関連情報は、家づくり相談・紹介サービスを主軸とする事業であります。
同事業に係る収益は、主に、顧客(住宅施工会社)との契約に基づく施主の紹介等により生じており、住宅建築工事の着工日に収益を認識しております。
また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,164千円
繰延税金負債	9,891千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得が確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得は、取締役会によって承認された事業計画に、過去における計画の達成状況等を考慮して見積っております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,020,133千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(顧客との契約から生じる収益)

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「注記事項 7. 収益認識に関する注記 7-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

5-1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,398,000株

5-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年1月24日取締役会	普通株式	131,760	18.00	2024年12月20日	2025年2月25日
2025年7月7日取締役会	普通株式	131,760	18.00	2025年6月20日	2025年8月18日
計		263,521			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年1月26日取締役会	普通株式	131,760	18.00	2025年12月20日	2026年2月24日

6. 金融商品に関する注記

6-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に情報提供サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しておりますが、現在のところ大きな設備投資計画がないため、当面資金調達の予定はありません。また、短期的な運転資金についても現在のところ借り入れ等の必要は生じておりません。余資は安全性の高い金融資産で運用しております、デリバティブ取引等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
未払金は、すべて3ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客管理システム及び入金遅滞管理システムにおいて、事業部門ごとに入金遅滞先の状況を毎日確認する環境を整えております。また、内部監査室及び管理部では、入金遅滞管理システムを通じ、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、現在借入金及び社債の発行等は行っておりません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が、各部門からの報告等に基づき支払に係る情報を把握し、現金及び預金等の当座資産を勘案した上で、毎月管理本部長に報告すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

6-2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	116,280	116,280	—
資産計	116,280	116,280	—

(注)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未払金」については、現金であること、及び、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

6-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ

属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年12月20日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	116,280	—	—	116,280
資産計	116,280	—	—	116,280

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

7-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおける報告セグメントは情報関連事業のみであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	情報関連事業			その他	合計
	HRソリューション関連情報	生活関連情報	計		
営業収益					
岡山県	261,417	222,737	484,154	18,932	503,087
広島県	247,314	89,347	336,661	1,089	337,751
香川県	188,876	120,161	309,038	6,368	315,406
その他	420,290	689,627	1,109,917	469,943	1,579,860
顧客との契約から生じる収益	1,117,898	1,121,873	2,239,771	496,333	2,736,105

(注) 1 情報関連事業以外のその他は、主に他社印刷物の受注に係る印刷事業及びウェブサイトの構築・運営等に係るものであります。

2 県別のその他は、愛媛県、徳島県、高知県、山口県、福岡県、大分県、兵庫県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都及び北海道他であります。

7-2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「注記事項 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 1-2. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7-3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	2,886	4,028
売掛金	326,218	381,633
	329,104	385,662
契約資産	81,309	70,964
契約負債		
前受金	74,568	67,613

契約資産は、主に、請負業務契約について期末日時点で完了しているが未請求の債権であります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負業務契約に関する対価は、契約条件に従い、業務完了後に請求し、履行義務の充足時点から3ヵ月以内に受領しております。

契約負債は、主に、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、41,724千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が10,345千円減少した主な理由は、収益認識による増加及び売上債権への振替による減少であります。また、当連結会計年度において、契約負債が6,955千円減少した主な理由は、前受金による増加及び収益認識による減少であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	822円42銭
1株当たり当期純利益	45円87銭

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年12月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	5,326,289	流動負債	574,321
現金及び預金	4,842,445	買掛金	50,821
受取手形	4,028	未払金	228,157
売掛金	378,323	未払費用	18,185
契約資産	69,428	未払法人税等	100,446
製品	5,282	前受金	61,629
仕掛品	206	預り金	26,802
原材料及び貯蔵品	14,075	賞与引当金	575
前払費用	2,152	その他の引当金	87,704
その他の他	11,497	固 定 負 債	263,210
貸倒引当金	△1,152	退職給付引当金	55,596
固定資産	1,566,234	役員退職慰労引当金	188,196
有形固定資産	1,015,308	繰延税金負債	9,891
建物	240,986	資産除去債務	7,386
構築物	4,831	その他の債務	2,139
機械及び装置	28,158	負債合計	837,532
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	12,140	株主資本	5,992,152
土地	729,191	資本剰余金	1,010,036
無形固定資産	43,776	資本準備金	987,863
ソフトウエア	26,632	その他資本剰余金	983,604
その他の他	17,143	利益剰余金	4,259
投資その他の資産	507,149	利益準備金	4,030,529
投資有価証券	116,280	その他利益剰余金	7,935
関係会社株式	263,730	固定資産圧縮積立金	4,022,594
関係会社出資金	3,977	繰越利益剰余金	3,271
関係会社長期貸付金	50,000	自己株式	4,019,322
その他の他	76,837	評価・換算差額等	△36,276
貸倒引当金	△3,674	その他有価証券評価差額金	60,861
資産合計	6,892,523	新株予約権	60,861
		純資産合計	6,054,991
		負債・純資産合計	6,892,523

損 益 計 算 書

〔 2024年12月21日から
2025年12月20日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	2,621,841
営 業 原 価	1,842,442
営 業 総 利 益	779,399
販売費及び一般管理費	335,025
営 業 利 益	444,374
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8,071
受 取 配 当 金	3,474
不 動 产 貸 貸 料	6,276
古 紙 売 却 収 入	3,007
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,966
そ の 他	413
	24,210
営 業 外 費 用	
不 動 产 貸 貸 費 用	1,459
固 定 資 産 除 却 損	1,433
そ の 他	184
	3,077
経 常 利 益	465,506
税 引 前 当 期 純 利 益	465,506
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	118,668
法 人 税 等 調 整 額	4,493
当 期 純 利 益	342,344

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2024年12月21日から
2025年12月20日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,010,036	983,604	4,259	987,863	7,935	3,725	3,940,044	3,951,705
当期変動額								
剩余金の配当							△263,521	△263,521
固定資産圧縮積立金の取崩						△454	454	—
当期純利益							342,344	342,344
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△454	79,278	78,823
当期末残高	1,010,036	983,604	4,259	987,863	7,935	3,271	4,019,322	4,030,529

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△36,276	5,913,328	20,728	—	5,934,057
当期変動額					
剩余金の配当		△263,521			△263,521
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		342,344			342,344
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			40,133	1,976	42,110
当期変動額合計	—	78,823	40,133	1,976	120,934
当期末残高	△36,276	5,992,152	60,861	1,976	6,054,991

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式・・・・・・移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②仕掛品・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③原材料及び貯蔵品・・・主要原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

補助原材料及び貯蔵品は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、主な耐用年数は建物31年～38年、機械及び装置7年～10年であります。

(2) 無形固定資産・・・・・定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金・・・・役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度未支給額を計上しております。

1-4. 重要な収益及び費用の計上基準

① HRソリューション関連情報

HRソリューション関連情報は、求人広告の掲載を主軸とする事業であります。

同事業に係る収益は、主に、顧客(広告主)との契約に基づく求人広告を掲載することにより生じており、求人広告の掲載日に収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 生活関連情報

生活関連情報は、家づくり相談・紹介サービスを主軸とする事業であります。

同事業に係る収益は、主に、顧客(住宅施工会社)との契約に基づく施主の紹介等により生じており、住宅建築工事の着工日に収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	一千円
繰延税金負債	9,891千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,909,310千円
----------------	-------------

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	3,482千円
短期金銭債務	2,665千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	17,451千円
営業原価	7,365千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 77,971 株

6. 税効果会計に関する注記

6-1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	59,018千円
減損損失	202,111千円
退職給付引当金	17,435千円
関係会社株式評価損	18,983千円
資産除去債務	2,316千円
未払事業税	4,611千円
その他	25,993千円
繰延税金資産小計	330,469千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△309,672千円
評価性引当額小計	△309,672千円
繰延税金資産合計	20,797千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	27,806千円
資産除去債務対応資産	1,254千円
固定資産圧縮積立金	1,628千円
繰延税金負債合計	30,688千円
繰延税金負債の純額	9,891千円

6-2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割	2.5%
評価性引当額の増減	△2.7%
税額控除	△3.0%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.4%

7. 収益認識に関する注記

計算書類「注記事項 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1 – 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	826 円 91 銭
1 株当たり当期純利益	46 円 77 銭

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社KG情報
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員	公認会計士 久保 誉一
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 西原 大祐
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KG情報の2024年12月21日から2025年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KG情報及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社 K G 情報
取締役会御中

2026年1月26日

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 育一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西原 大祐
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社KG情報の2024年12月21日から2025年12月20日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月21日から2025年12月20日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月26日

株式会社KG情報	監査等委員会
常勤監査等委員	藤井 光明 印
監査等委員	中村 久雄 印
監査等委員	有澤 和久 印
監査等委員	中畠 真哉 印

（注）監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員が任期満了となりますので、
取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。
候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ます だ たけ み 益 田 武 美 (1958年2月12日)	1980年1月 有限会社マスダ出版設立 代表取締役就任 1984年2月 有限会社ベルクに商号変更 代表取締役就任 1993年3月 株式会社ケージー情報出版へ組織変更 代表取締役社長就任 1995年8月 当社代表取締役社長就任（現任） 2018年3月 株式会社アピールコム 代表取締役社長就任（現任）	221,900株
2	いた の のぶ お 板 野 信 夫 (1964年4月11日)	1985年9月 当社入社 2003年12月 執行役員第2求人事業部長就任 2005年3月 取締役事業推進本部長就任 2014年1月 取締役事業推進本部長兼イーノ事業部長就任 2017年1月 取締役事業推進本部長就任（現任）	39,800株
3	はし もと いさお 橋 本 功 (1974年1月12日)	1998年2月 当社入社 2008年3月 取締役販売本部長就任 2008年4月 取締役求人事業部長就任 2023年12月 取締役H Rソリューション事業部長就任（現任）	17,200株
4	み かみ よし ひさ 三 上 芳 久 (1954年2月19日)	1988年9月 当社入社 2003年12月 執行役員管理本部長就任 2005年3月 取締役管理本部長就任（現任）	20,400株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役2名が任期満了となります。また本株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役藤井光明氏が辞任されますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査当委員会の同意を得ております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あり さわ かず ひさ 有澤和久 (1962年3月16日)	1989年8月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 1993年8月 公認会計士登録 2010年12月 税理士登録 2011年1月 有澤会計事務所開設（現任） 2014年10月 株式会社ウエスコホールディングス社外監査役就任（現任） 2015年11月 株式会社アルファ社外監査役就任（現任） 2016年6月 岡山県貨物運送株式会社社外取締役就任（現任） 2024年3月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	0株
2	なか はた しん や 中畑真哉 (1982年8月23日)	2009年12月 弁護士登録 2012年1月 井上・達野法律事務所（現 陽だまり法律事務所）入所 2024年3月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	0株
3	はや はら けい じ 早原敬二 (1959年10月18日)	1982年4月 株式会社香川相互銀行（現 株式会社香川銀行）入行 1999年8月 同行大洲支店長 2002年8月 同行三島支店長 2005年2月 同行福山支店長 2007年4月 同行今村支店長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者全員は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は各候補者を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
 4. 有澤和久氏は、会計士・税理士としての専門的な知識や経験等を有しております。同氏は、当社の監査等委員である取締役を務め、当該取締役に就任してからの年数は2年であります。同氏がこれまでの経験で培った経験及び見識により、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
 5. 中畑真哉氏は、弁護士としての専門的な知識や経験等を有しております。同氏は、当社の監査等委員である取締役を務め、当該取締役に就任してからの年数は2年であります。同氏がこれまでの経験及び見識により、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
 6. 早原敬二氏は、金融機関で培われた専門的な知識や経験等を有しております。同氏がこれまでの経験で培った経験及び見識により、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
たけ だ ひで ひこ 武 田 英 彦 (1959年12月 7 日)	1983年4月 株式会社ノエビア入社 1986年9月 太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入社 1995年1月 公認会計士武田英彦事務所開設（現任） 2021年6月 日本インシュレーション株式会社社外監査役就任（現任） 2024年5月 税理士法人S T R代表社員（現任）	5,000株

- (注) 1. 候補者は、公認会計士武田英彦事務所の代表者であり、当社と同事務所との間で会計顧問契約を締結しております。
2. 武田英彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、会計士・税理士としての専門的な知識や経験等を有しており、同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うに適任であると考えております。この役割を担っていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

以上

MEMO

株主総会会場のご案内

本総会は、昨年と開催場所が異なります。

ご来場の際には、ご案内をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。



(場所及び電話番号) 岡山市北区駅元町14番1号
岡山コンベンションセンター 4階 407会議室
TEL.086-214-1000

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

JR岡山駅中央改札口から徒歩約3分